



創る

猛暑の影響か・・・

遅れてやってきた紅葉

令和6年

11月18日(第17号)

学校長 村松 章史



互いの安全のために

自転車や自動車乗車時のルールを守りましょう

命を失うという大変痛ましいものでした。自転車や自動車を日常的に使用している私たちは、誰でも「あっ危ない」と思う瞬間を経験していると思います。その時、事故につながらなかったとしても、タイミングが少しでもずれていたらと思うと、今回の事故は全く他人事ではないと考えさせられます。

互いの安全のために、ルールを守り高い意識を持っていれば事故は減らせると思います。しかし、事故を起こしたり事故に遭ったりするリスクをゼロにすることはできません。悲しい**交通事故を起こさない、起こさせない、被害者にも加害者にもならない**ために、それぞれの立場や場面において**交通ルールを守ると共に、想像力を働かせて危険を回避し、事故のリスクを減らしていく**必要があります。

○日暮れの時間も早まっています。歩行者や自転車は自分が発見されにくい状況であることを考え、**早めのライト点灯や反射材の利用**をする。

○交差点に入ったり細い路地から車道へ出たりするときは**一時停止し、必ず左右確認**をする。

○自転車乗車時には大切な頭部を守ると共に、万が一のけがの影響を最小にするために、**必ずヘルメットを着用**する。 など

自分自身の安全を守るための日常的な習慣や実践は、交通社会を生きる全ての人の安全につながっています。**被害者にも加害者にもならない、させない行動**が、私たちみんなの幸せにつながっているのです。

また、11月から自転車運転に関する道路交通法が改正され、いわゆるスマホ等の「ながら運転」にも罰則規定(裏面参照)が適用されます。このような折あるごとに**自分自身の交通ルールの守り方、自転車や自動車の運転の仕方を振り返り、家庭での話題**にすることで、少しでも危険回避の意識が高まっていくことを願いますし、自分自身も実践していきたいと思います。

11.9 花植ボランティア

学校・家庭・地域連携推進協議会 環境整備部

「学家地連」の環境整備部の活動として、市川三郷病院・ケアセンターいちかわ・ミニデイサービス・下地区公民館・上地区公民館での花植作業と、市川大門駅前の清掃を行いました。当日は生徒25名も参加し、地域の方々と交流しながら作業を行いました。



各場所の雰囲気明るくなったことで、生徒も達成感を持ったようです。小さな活動が、訪れる人の心に届いたらうれしいです。また、いつも学校花壇の整備などでお世話になっている山田さんに対しても、「この作業のほとんどを1人でしている山田さんはすごい!」と、感謝の気持ちを抱いたようです。

交通安全情報

令和6年11月1日施行



自転車を利用する皆さんへ ～運転中の携帯電話等使用等禁止について～



自転車も道路交通法の罰則が適用されます



変更

道路交通法第71条第5号の5

自動車、原動機付自転車又は自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

具体的には

携帯電話等使用等（保持）



携帯電話等（スマートフォンなど）を手に持ち通話のために使用しながら自転車を運転した場合



携帯電話等（スマートフォンなど）の画面に表示された画像を手で保持して注視しながら自転車を運転した場合

罰則：6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金
【道路交通法第118条第1項第4号】

具体的には

携帯電話等使用等（交通の危険）



携帯電話等（スマートフォンなど）を使用又は画像を注視しながら自転車を運転して、事故などの交通の危険を生じさせた場合

罰則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
【道路交通法第117条の4第1項第2号】

ながらスマホは事故の元、交通ルールを守りましょう！

街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

警視庁



交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！

TOKYO SAFETY ACTION
<https://www.safetyaction.tokyo/>

